

消費税率引上げに伴う北総鉄道株式会社の
旅客運賃の上限変更申請について

(運輸審議会ご説明資料)

令和元年7月25日

鉄 道 局

目次

(頁)

1. 北総鉄道の概要について	1
○ 北総鉄道株式会社の概要	2
○ 北総鉄道路線図	3
○ 北総鉄道の運賃水準について	4
2. 北総鉄道に関する訴訟の状況について	5
○ 北総線第二次訴訟について	6
○ 北総線第二次訴訟一審判決	7
○ (参考) 北総線第一次訴訟について	49
3. 消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定方法について	50
○ 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について	51
○ 公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁方法に関する基本的な考え方	52
○ 消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針	53
○ 消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定方法のイメージ	57
4. 北総鉄道の旅客運賃上限変更認可申請について	58
○ 鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書 (北総鉄道株式会社)	59
○ 北総鉄道の認可申請における消費税の転嫁方法について	73
○ パブリックコメントに寄せられたご意見	74

1. 北総鉄道の概要について

北総鉄道株式会社の概要

1. 会社概要（平成31年7月1日現在）

設　　立	昭和47年5月10日				
本社所在地	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-2-3				
代　表　者	代表取締役社長 室谷 正裕				
資　本　金	249億円				
主な株主	京成電鉄株式会社	50.8%			
	千葉県	22.2%			
	独立行政法人 都市再生機構	17.2%			
	松戸市	1.3%			
	市川市	1.0%			
	新京成電鉄株式会社	1.0%			

2. 営業区間

京成高砂～印旛日本医大 32.3km
 うち小室～印旛日本医大（12.5km）は第2種鉄道事業
 （第3種鉄道事業者は千葉ニュータウン鉄道株式会社）

3. 沿　　革

昭和54年 3月 北総線 北初富～小室間 開業
 昭和59年 3月 公団線 小室～千葉ニュータウン中央間 開業
 平成 3年 3月 北総線 京成高砂～新鎌ヶ谷間 開業
 平成 7年 4月 公団線 千葉ニュータウン中央～印西牧の原間 開業
 平成12年 7月 公団線 印西牧の原～印旛日本医大間 開業
 平成22年 7月 京成電鉄成田空港線 開業

4. 輸送人員（平成29年度）

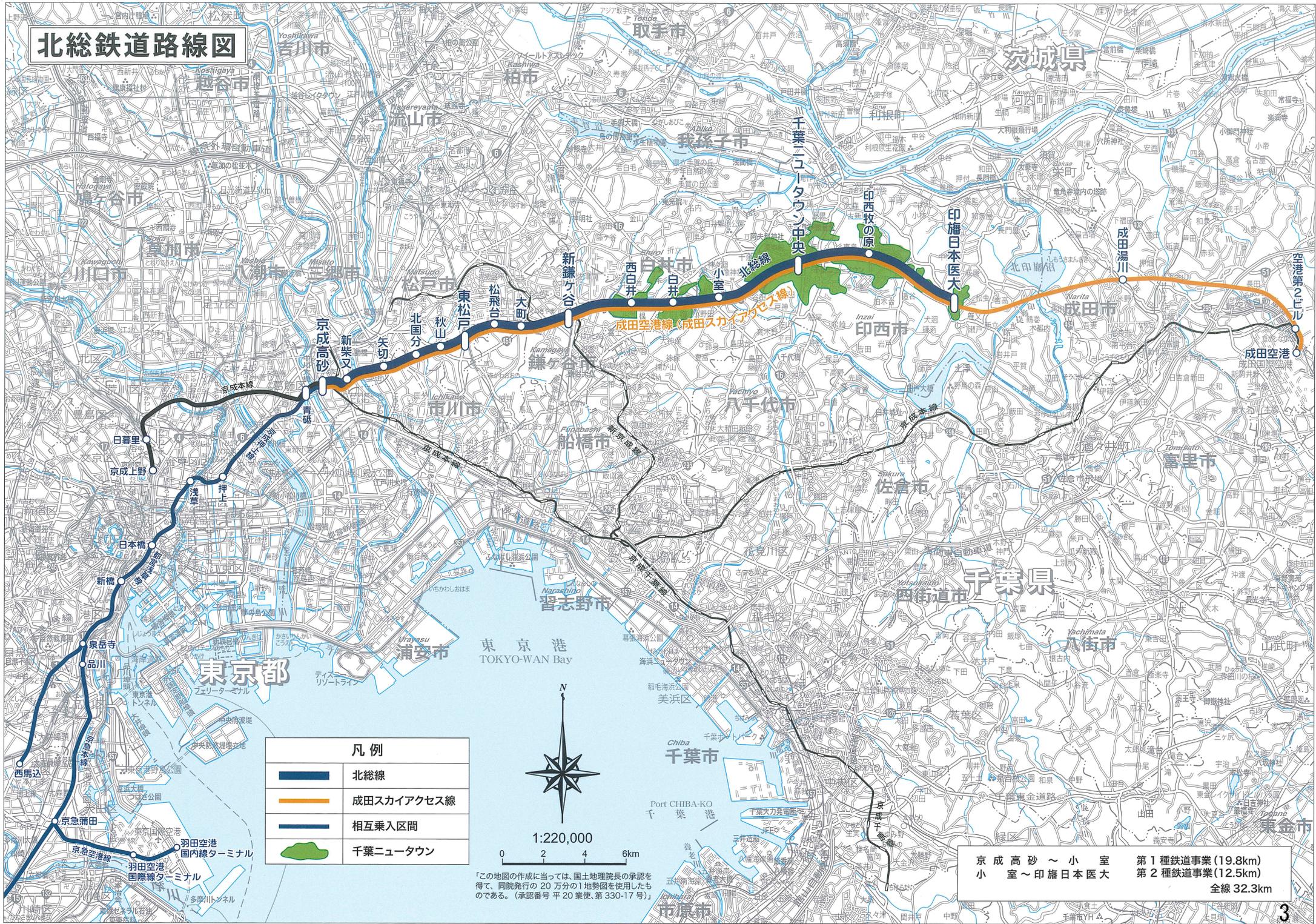
年間38百万人（1日当たり10.5万人）

5. 経営状況

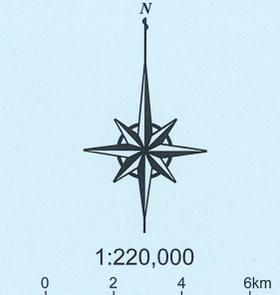
（単位：百万円）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
営業収益	16,407	16,264	16,480	16,816	17,523
営業費用	10,849	11,462	11,506	12,097	13,396
営業利益	5,558	4,801	4,974	4,718	4,126
営業外損益	△911	△838	△802	△649	△535
経常利益	4,647	3,963	4,171	4,069	3,591
当期純利益	2,891	2,527	2,761	2,811	2,449
繰越利益剰余金	△20,234	△17,707	△14,946	△12,134	△9,685
有利子負債	85,266	82,572	79,636	76,814	74,196

北総鉄道路線図



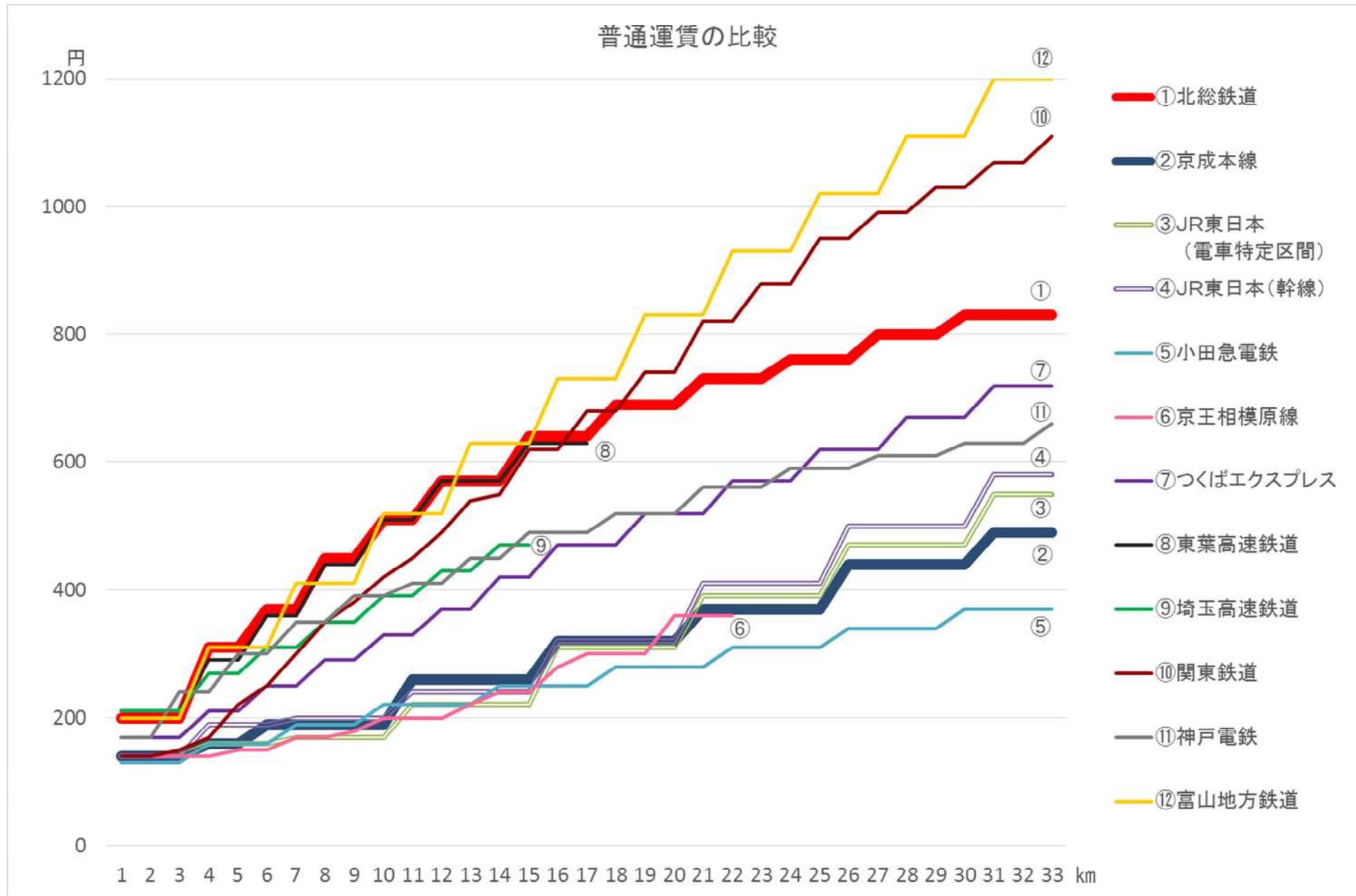
凡例	
	北総線
	成田スカイアクセス線
	相互乗入区間
	千葉ニュータウン



京成高砂～小室 第1種鉄道事業(19.8km)
 小室～印旛日本医大 第2種鉄道事業(12.5km)
 全線32.3km

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を使用したものである。(承認番号平20業使、第330-17号)」

北総鉄道の運賃水準について(普通運賃)



2. 北総鉄道に関する訴訟の状況について

北総線第二次訴訟について

1. 事案の概要

平成26年12月、北総線を利用して通学する大学生（当時）とその父親が原告となり、国土交通大臣が平成26年3月に北総鉄道及び京成電鉄に対して行った、消費税率の8%への引上げに伴う上限運賃変更認可の取消しを求めて提訴された行政訴訟。

2. 裁判の経過

○一審（東京地裁）

平成26年9月3日（訴状）～平成31年3月14日（判決）

○控訴審（東京高裁） <継続中>

平成31年3月25日（控訴状）～令和元年7月30日（第1回口頭弁論予定）

3. 一審判決（東京地裁）

請求の趣旨	裁判所の判断
①北総鉄道に対する上限運賃変更認可処分の取消し	却下 (原告適格なし※)
②京成電鉄に対する成田空港線に係る上限運賃変更認可処分の取消し	

※本件原告らは、息子が大学を卒業して都内に居住したことにより、北総線又は成田空港線の利用頻度は1か月に多くて8回程度と、日常的に北総線又は成田空港線を利用している者とはいえず、原告適格を有しない。

※ P7～P48（判決本文）については、個人情報に配慮する必要があることや控訴審が継続中であることから掲載を省略しています。

(参考) 北総線第一次訴訟について

1. 事案の概要

平成22年8月、北総線の沿線住民等が原告となり、国土交通大臣が行った線路使用条件設定認可や運賃設定認可の取り消し、変更命令の義務付け等を求めて提訴された行政訴訟

2. 裁判の経過

○一審（東京地裁）

平成22年8月17日（訴状）～平成25年3月26日（判決）

○控訴審（東京高裁）

平成25年4月9日（控訴状）～平成26年2月19日（判決）

○上告審（最高裁）

平成26年3月4日（上告状）～平成27年4月21日（上告棄却の決定）

3. 判決（東京高裁）

	請求の趣旨	裁判所の判断
北総線の線路使用条件について	①京成電鉄と北総鉄道間の線路使用条件の設定認可の取消し	却下 (原告適格なし)
	②京成電鉄と千葉ニュータウン鉄道に対する線路使用条件の設定認可の取消し	却下 (原告適格なし)
	③京成電鉄及び北総鉄道に対する線路使用条件の変更命令の義務付け	却下 (原告適格なし)
北総線の運賃について	④北総鉄道に対する運賃変更認可の無効確認	棄却
	⑤北総鉄道に対する運賃変更認可の取消し	却下 (出訴期間徒過)
	⑥北総鉄道に対する上限運賃変更命令	棄却
成田空港線の運賃について	⑦京成電鉄に対する上限運賃設定認可の取消し	棄却
	⑧京成電鉄に対する成田空港線の上限運賃変更命令の義務付け	棄却

3. 消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定方法について

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日
物価担当官会議申合せ
一部改正 平成 30 年 12 月 27 日

2019 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する
基本的な考え方

平成31年3月12日
国土交通省

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ（一部改正 平成30年12月27日）に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

平成31年4月4日

消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針

国土交通省鉄道局鉄道事業課

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更については、次により処理することとする。

I. 基本方針

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに当たっては、旅客運賃等（鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項）の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則とする。

具体的には、以下を基本方針とする。

- ① 事業全体として108分の110以内の増収を前提とする。
- ② より正確な転嫁を可能とする運賃を認める。
- ③ 利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮する。

II. 改定方法

以下の改定方法を基本とする。

1. 普通旅客運賃

(1) 税抜運賃の算定

改定の基礎となる税抜普通旅客運賃（以下「基準額」という。）は、前回運賃改定時に算定した基準額とする。

前回運賃改定時に基準額を算定していない場合及び今回新たに1円単位運賃を導入する場合は、現行の普通旅客運賃（上限運賃）に108分の8を乗じて算出した税額を同運賃から減額して算出した額を基準額とする。

(2) 10円単位運賃のみによる変更

基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

(3) 1円単位運賃導入事業者における変更

基準額に、100分の110を乗じた額の小数点以下を四捨五入又は切り捨てにより端数処理して1円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

1円単位改定事業者が引き続き設定する10円単位運賃については、基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入又は切り上げにより端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

2. 定期旅客運賃及び料金

定期旅客運賃及び料金の変更

現行の定期旅客運賃（上限運賃）又は料金（鉄道事業法施行規則第32条第1項）に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの定期旅客運賃（上限運賃）又は料金とする。

3. 調整

(1) 上記1(2)及び2の処理により旅客運輸収入全体の増収に過不足が見込まれる場合には、利用者の公平感及び負担感に配慮しつつ、切り上げ又は切り捨てにより10円単位の端数処理を行うことにより、旅客運輸収入全体として108分の110以内となるよう調整を行う。

(2) 上記(1)及び1(3)の処理によっても、なお過不足が見込まれる場合は、改定率のバランスに配慮しつつ普通旅客運賃又は定期旅客運賃の10円単位での減額、回数乗車券の発売額の据置等によって全体として108分の110以内の増収となるよう調整を行う。

4. 手続き等

(1) 消費税のみの転嫁

消費税率の転嫁のみを事由として旅客運賃等の上限変更の認可申請を行う場合にあっては、当該申請が鉄軌道事業者の経営の改善を目的とするものではなく、消費税を最終的な負担者である消費者に適正に転嫁するために行われるものであることに鑑み、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第10号)」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第11号)」は適用しないこととして、以下により収入原価の算定を行うものとする。

① 収入

上記1～3に基づき運賃等の変更を行った場合の収入の増加額とする。当該収入の算定に当たっては、直近の実績年度における旅客輸送量を基礎として改定前・後の旅客運輸収入を算定することとし、運賃等の変更に伴う旅客の逸走は考慮しないものとする。

② 適正原価

旅客運輸収入に係る消費税相当額の増加額とし、運賃等の変更に伴う機器改修費用等、消費税相当額以外の要素は含めないこととする。

③ 適正利潤

消費税の転嫁のみを行うものであることから、ゼロとする。

④ その他

原価計算期間は1年間とするとともに、申請書に、別添の「旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類」を添付することとする。

(2) 消費税転嫁と併せた運賃変更

消費税率の引上げに併せて、その他の事由による旅客運賃等の上限変更の認可申請が行われる場合は、個別案件ごとに厳正に対処する。

(3) 適切な情報提供

上記(1)(2)にかかわらず、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン(平成13年11月30日・国鉄都第48号、国鉄業第39号、国鉄技第108号、国鉄施第135号)」に基づき、適切な情報提供を実施するものとする。なお、(2)の場合には、消費税率の引上げに伴う変更分と、それ以外の事由による変更分とを区分して公表するなど、利用者の十分な理解が得られるよう情報提供に努めるものとする。

Ⅲ. 旅客運賃等の変更の時期

消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とする。

Ⅳ. 利用者への広報等について

(1) 鉄軌道事業者は、消費税率の引上げに伴う旅客運賃等への円滑かつ適正な転嫁について、利用者の十分な理解を得るため、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種媒体による広報を行うとともに、利用者からの問い合わせに対応する体制を整え、適切に対処するものとする。

(2) 1円単位改定事業者は、1円単位運賃と10円単位運賃を利用者にとってわかりやすい方法で表示し、丁寧な説明を行うものとする。

(3) 1円単位改定事業者は、10円単位運賃における10円未満の端数処理について、Ⅱ 1 (3)の切り上げにより端数処理する場合は、ICカードの初期販売価格、チャージ金額、払戻手数料の低廉化、ICカードの利用しやすい環境の整備等に努めるものとする。

Ⅴ. その他

上記Ⅰ～Ⅳの取扱いに関しては、2020年9月30日までの間に消費税率の引上げに伴って旅客運賃等を改定した場合において適用する。

旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類

事業者名:

(単位:千円)

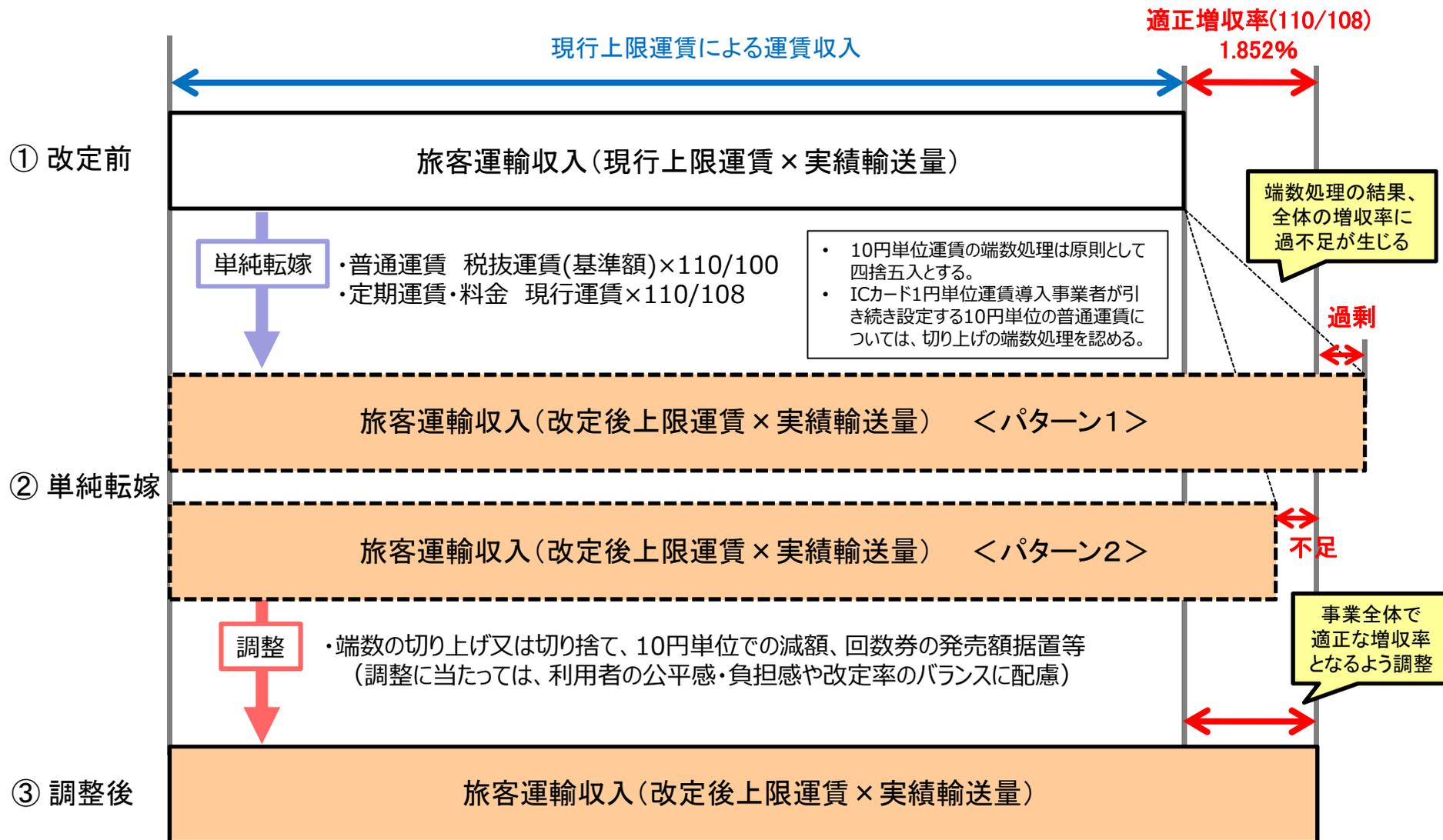
		現 行		改 定	増収率	処理方針※ 4.(1)①の収入 (C=B-A)	処理方針※ 4.(1)②+③ (D=(b-a)+0)	C-D	C/D×100
		(A)	うち消費税額 (8%) (a=A×8/108)						
旅客運輸収入	運賃								
	定期外								
	定期								
	料金								
	合計								

※ 「処理方針」とは、平成31年4月4日付け「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」を指す。

- 注 1. 「増収率」欄は小数点第3位までを四捨五入により記載すること。
 2. 「C/D×100」欄は小数点第1位までを四捨五入により記載すること。

消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定方法のイメージ

現行の上限運賃に一律かつ機械的に税転嫁を行うこと(単純転嫁)を基本とするが、運賃設定上の端数処理等により事業全体の増収率に過不足が生じる場合は、事業全体で適正な転嫁となるよう調整する。



4. 北総鉄道の旅客運賃上限変更認可申請について

北総総2019第19号
2019年7月2日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
取締役社長 室谷 正裕

鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請書

今般、鉄道事業の旅客運賃の上限を別紙のとおり変更いたしたく、鉄道事業法第16条第1項の規定に基づき、関係書類を添付の上申請致します。



1. 氏名又は名称及び住所
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北 総 鉄 道 株 式 会 社
取締役社長 室 谷 正 裕

2. 変更しようとする運賃の上限を適用する路線
北総線（京成高砂～印旛日本医大） 32.3km

3. 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法
別紙1のとおり。
なお、すべての運賃は消費税を含んだ額である。

4. 変更を必要とする理由

2019年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税相当分を運賃の上限に転嫁するための変更認可を申請するものであります。

5. 実施予定日

2019年10月1日

6. 添付資料

別紙2のとおり

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

申 請	現 行																																																																																																								
<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>1. 普通旅客運賃</p> <p>対キロ区間制</p> <p>(1)略</p> <p>(2)運賃計算方</p> <p>ア. 1円単位運賃の大人片道普通旅客運賃</p> <p>次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>3キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">210円</td></tr> <tr><td>3キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>5キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">314円</td></tr> <tr><td>5キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>9キロメートルまでの部分</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">2キロメートルまでを</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">増すごとに74円加算</td><td></td></tr> <tr><td>9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>11キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">524円</td></tr> <tr><td>11キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>14キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">597円</td></tr> <tr><td>14キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>17キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">660円</td></tr> <tr><td>17キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>20キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">712円</td></tr> <tr><td>20キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>23キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">765円</td></tr> <tr><td>23キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>26キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">796円</td></tr> <tr><td>26キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>29キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">828円</td></tr> <tr><td>29キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>33キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">859円</td></tr> </table> <p>(注)別途定める額 略</p> <p>イ. 10円単位運賃の大人片道普通旅客運賃</p> <p>次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>3キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">210円</td></tr> <tr><td>3キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>5キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">320円</td></tr> </table>	3キロメートルまで	210円	3キロメートルを超え		5キロメートルまで	314円	5キロメートルを超え		9キロメートルまでの部分		2キロメートルまでを		増すごとに74円加算		9キロメートルを超え		11キロメートルまで	524円	11キロメートルを超え		14キロメートルまで	597円	14キロメートルを超え		17キロメートルまで	660円	17キロメートルを超え		20キロメートルまで	712円	20キロメートルを超え		23キロメートルまで	765円	23キロメートルを超え		26キロメートルまで	796円	26キロメートルを超え		29キロメートルまで	828円	29キロメートルを超え		33キロメートルまで	859円	3キロメートルまで	210円	3キロメートルを超え		5キロメートルまで	320円	<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>1. 普通旅客運賃</p> <p>対キロ区間制</p> <p>(1)略</p> <p>(2)運賃計算方</p> <p>ア. 1円単位運賃の大人片道普通旅客運賃</p> <p>次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>3キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">206円</td></tr> <tr><td>3キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>5キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">308円</td></tr> <tr><td>5キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>7キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">381円</td></tr> <tr><td>7キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>9キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">453円</td></tr> <tr><td>9キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>11キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">515円</td></tr> <tr><td>11キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>14キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">586円</td></tr> <tr><td>14キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>17キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">648円</td></tr> <tr><td>17キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>20キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">699円</td></tr> <tr><td>20キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>23キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">751円</td></tr> <tr><td>23キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>26キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">781円</td></tr> <tr><td>26キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>29キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">813円</td></tr> <tr><td>29キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>33キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">843円</td></tr> </table> <p>(注)別途定める額 略</p> <p>イ. 10円単位運賃の大人片道普通旅客運賃</p> <p>次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>3キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">210円</td></tr> <tr><td>3キロメートルを超え</td><td></td></tr> <tr><td>5キロメートルまで</td><td style="text-align: right;">310円</td></tr> </table>	3キロメートルまで	206円	3キロメートルを超え		5キロメートルまで	308円	5キロメートルを超え		7キロメートルまで	381円	7キロメートルを超え		9キロメートルまで	453円	9キロメートルを超え		11キロメートルまで	515円	11キロメートルを超え		14キロメートルまで	586円	14キロメートルを超え		17キロメートルまで	648円	17キロメートルを超え		20キロメートルまで	699円	20キロメートルを超え		23キロメートルまで	751円	23キロメートルを超え		26キロメートルまで	781円	26キロメートルを超え		29キロメートルまで	813円	29キロメートルを超え		33キロメートルまで	843円	3キロメートルまで	210円	3キロメートルを超え		5キロメートルまで	310円
3キロメートルまで	210円																																																																																																								
3キロメートルを超え																																																																																																									
5キロメートルまで	314円																																																																																																								
5キロメートルを超え																																																																																																									
9キロメートルまでの部分																																																																																																									
2キロメートルまでを																																																																																																									
増すごとに74円加算																																																																																																									
9キロメートルを超え																																																																																																									
11キロメートルまで	524円																																																																																																								
11キロメートルを超え																																																																																																									
14キロメートルまで	597円																																																																																																								
14キロメートルを超え																																																																																																									
17キロメートルまで	660円																																																																																																								
17キロメートルを超え																																																																																																									
20キロメートルまで	712円																																																																																																								
20キロメートルを超え																																																																																																									
23キロメートルまで	765円																																																																																																								
23キロメートルを超え																																																																																																									
26キロメートルまで	796円																																																																																																								
26キロメートルを超え																																																																																																									
29キロメートルまで	828円																																																																																																								
29キロメートルを超え																																																																																																									
33キロメートルまで	859円																																																																																																								
3キロメートルまで	210円																																																																																																								
3キロメートルを超え																																																																																																									
5キロメートルまで	320円																																																																																																								
3キロメートルまで	206円																																																																																																								
3キロメートルを超え																																																																																																									
5キロメートルまで	308円																																																																																																								
5キロメートルを超え																																																																																																									
7キロメートルまで	381円																																																																																																								
7キロメートルを超え																																																																																																									
9キロメートルまで	453円																																																																																																								
9キロメートルを超え																																																																																																									
11キロメートルまで	515円																																																																																																								
11キロメートルを超え																																																																																																									
14キロメートルまで	586円																																																																																																								
14キロメートルを超え																																																																																																									
17キロメートルまで	648円																																																																																																								
17キロメートルを超え																																																																																																									
20キロメートルまで	699円																																																																																																								
20キロメートルを超え																																																																																																									
23キロメートルまで	751円																																																																																																								
23キロメートルを超え																																																																																																									
26キロメートルまで	781円																																																																																																								
26キロメートルを超え																																																																																																									
29キロメートルまで	813円																																																																																																								
29キロメートルを超え																																																																																																									
33キロメートルまで	843円																																																																																																								
3キロメートルまで	210円																																																																																																								
3キロメートルを超え																																																																																																									
5キロメートルまで	310円																																																																																																								

申 請	現 行
5キロメートルを超え	5キロメートルを超え
7キロメートルまで 390円	7キロメートルまで 390円
7キロメートルを超え	7キロメートルを超え
9キロメートルまで 470円	9キロメートルまで 460円
9キロメートルを超え	9キロメートルを超え
11キロメートルまで 530円	11キロメートルまで 520円
11キロメートルを超え	11キロメートルを超え
14キロメートルまで 600円	14キロメートルまで 590円
14キロメートルを超え	14キロメートルを超え
20キロメートルまでの部分	17キロメートルまで 650円
3キロメートルまでを 増すごとに60円加算	17キロメートルを超え
20キロメートルを超え	20キロメートルまで 700円
23キロメートルまで 770円	20キロメートルを超え
23キロメートルを超え	23キロメートルまで 760円
29キロメートルまでの部分	23キロメートルを超え
3キロメートルまでを 増すごとに30円加算	29キロメートルまでの部分
29キロメートルを超え	3キロメートルまでを 増すごとに30円加算
33キロメートルまで	29キロメートルを超え
4キロメートルまでを 増すごとに30円加算	33キロメートルまで
4キロメートルまでを 増すごとに30円加算	4キロメートルまでを 増すごとに30円加算
(注)別途定める額 略	(注)別途定める額 略
ウ. 略	ウ. 略
(3)、(4)、(5)略	(3)、(4)、(5)略
2. 定期旅客運賃	2. 定期旅客運賃
(1)運賃計算方	(1)運賃計算方
ア. 1か月定期旅客運賃	ア. 1か月定期旅客運賃
次の区分の額とし、これを最高額として別途定 める額とする。	次の区分の額とし、これを最高額として別途定 める額とする。
(ア)通勤定期旅客運賃	(ア)通勤定期旅客運賃
3キロメートルまで 8,780円	3キロメートルまで 8,620円
3キロメートルを超え	3キロメートルを超え
5キロメートルまで 13,170円	5キロメートルまで 12,930円
5キロメートルを超え	5キロメートルを超え
7キロメートルまで 16,250円	7キロメートルまで 15,950円
7キロメートルを超え	7キロメートルを超え
9キロメートルまで 19,320円	9キロメートルまで 18,960円
9キロメートルを超え	9キロメートルを超え
11キロメートルまで 21,960円	11キロメートルまで 21,550円

申 請	現 行
11キロメートルを超え	11キロメートルを超え
14キロメートルまで 25,020円	14キロメートルまで 24,560円
14キロメートルを超え	14キロメートルを超え
17キロメートルまで 27,660円	17キロメートルまで 27,150円
17キロメートルを超え	17キロメートルを超え
20キロメートルまで 29,850円	20キロメートルまで 29,300円
20キロメートルを超え	20キロメートルを超え
23キロメートルまで 32,050円	23キロメートルまで 31,460円
23キロメートルを超え	23キロメートルを超え
29キロメートルまでの部分	26キロメートルまで 32,750円
3キロメートルまでを 増すごとに1,320円加算	26キロメートルを超え
29キロメートルを超え	29キロメートルまで 34,050円
33キロメートルまで	29キロメートルを超え
4キロメートルまでを 増すごとに1,320円加算	33キロメートルまで 35,340円
(注)別途定める額 略	(注)別途定める額 略
(イ)通学定期旅客運賃	(イ)通学定期旅客運賃
3キロメートルまで 5,520円	3キロメートルまで 5,420円
3キロメートルを超え	3キロメートルを超え
5キロメートルまで 8,280円	5キロメートルまで 8,130円
5キロメートルを超え	5キロメートルを超え
9キロメートルまでの部分	7キロメートルまで 10,020円
2キロメートルまでを 増すごとに1,930円加算	7キロメートルを超え
9キロメートルを超え	9キロメートルまで 11,920円
11キロメートルまで 13,800円	9キロメートルを超え
11キロメートルを超え	11キロメートルまで 13,540円
14キロメートルまで 15,730円	11キロメートルを超え
14キロメートルを超え	14キロメートルまで 15,440円
17キロメートルまで 17,390円	14キロメートルを超え
17キロメートルを超え	17キロメートルまで 17,070円
20キロメートルまで 18,780円	17キロメートルを超え
20キロメートルを超え	20キロメートルまで 18,430円
23キロメートルまで 20,150円	20キロメートルを超え
23キロメートルを超え	23キロメートルまで 19,780円
26キロメートルまで 20,980円	23キロメートルを超え
26キロメートルを超え	29キロメートルまでの部分
29キロメートルまで 21,800円	3キロメートルまでを 増すごとに810円加算

申 請	現 行
29キロメートルを超え 33キロメートルまで 22,630円 (注)別途定める額 略	29キロメートルを超え 33キロメートルまで 4キロメートルまでを 増すごとに810円加算 (注)別途定める額 略

(注)変更しようとする総ての事項について記入する。

[参考] 普通旅客運賃の税抜運賃(基準額)について

申 請			現 行				
普通旅客運賃			普通旅客運賃			税抜運賃(基準額)	
キロ程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キロ程	1円単位 運賃	10円単位 運賃	キロ程	税抜運賃
1	210	210	1	206	210	1	191
2	210	210	2	206	210	2	191
3	210	210	3	206	210	3	191
4	314	320	4	308	310	4	286
5	314	320	5	308	310	5	286
6	388	390	6	381	390	6	353
7	388	390	7	381	390	7	353
8	462	470	8	453	460	8	420
9	462	470	9	453	460	9	420
10	524	530	10	515	520	10	477
11	524	530	11	515	520	11	477
12	597	600	12	586	590	12	543
13	597	600	13	586	590	13	543
14	597	600	14	586	590	14	543
15	660	660	15	648	650	15	600
16	660	660	16	648	650	16	600
17	660	660	17	648	650	17	600
18	712	720	18	699	700	18	648
19	712	720	19	699	700	19	648
20	712	720	20	699	700	20	648
21	765	770	21	751	760	21	696
22	765	770	22	751	760	22	696
23	765	770	23	751	760	23	696
24	796	800	24	781	790	24	724
25	796	800	25	781	790	25	724
26	796	800	26	781	790	26	724
27	828	830	27	813	820	27	753
28	828	830	28	813	820	28	753
29	828	830	29	813	820	29	753
30	859	860	30	843	850	30	781
31	859	860	31	843	850	31	781
32	859	860	32	843	850	32	781
33	859	860	33	843	850	33	781

↑ ↑

1円未満の端数切り捨て

10円未満の端数切り上げ

$\text{税抜運賃(基準額)} \times 110 / 100$

※「税抜運賃(基準額)」とは、前回運賃改定時に算定した税抜の普通旅客運賃である。
 前回運賃改定時に税抜運賃を算定していない場合及び今回新たに1円単位運賃を導入する場合は、現行の普通旅客運賃に108分の8を乗じて算出した税額を同運賃から減額して算定した額を基準額とする。

添付資料

1. キロ別普通旅客運賃値上率表(新旧対照)
2. キロ別定期旅客運賃値上率表(新旧対照)
通勤・通学 1・3・6月
3. 定期旅客運賃キロ別割引率表
通勤・通学 (1か月)
4. 旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類

旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類

事業者名: 北総鉄道株式会社

(単位: 千円)

		現 行		改 定 (B)	増収率 (B-A)/A×100	処理方針※ 4.(1)①の収入 (C=B-A)	処理方針※ 4.(1)②+③ (D=(b-a)+0)	C-D	C/D×100		
		(A)	うち消費税額 (8%) (a=A×8/108)							10%の場合 の消費税額 (b=A×10/108)	
旅客運輸収入	運賃	13,946,513	1,033,075	1,291,344	14,204,771	1.852	258,258	258,269	-11	100.0	
	定期外	5,729,400	424,400	530,500	5,833,334	1.814	103,934	106,100	-2,166	98.0	
	定期	8,217,113	608,675	760,844	8,371,437	1.878	154,324	152,169	2,155	101.4	
	料金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	13,946,513	1,033,075	1,291,344	14,204,771	1.852	258,258	258,269	-11	100.0	

※ 「処理方針」とは、平成31年4月4日付け「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」を指す。

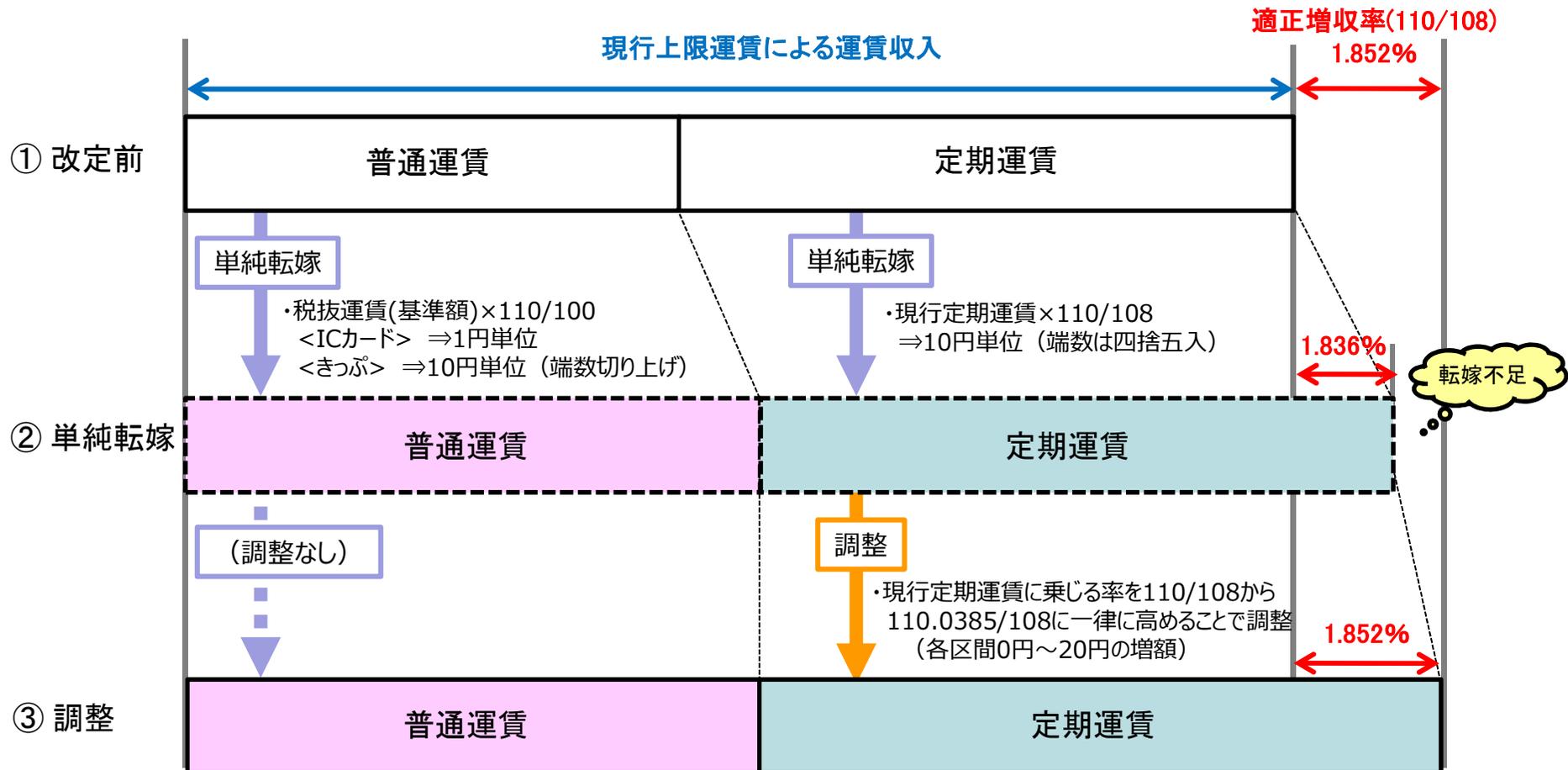
- 注 1. 「増収率」欄は小数点第3位までを四捨五入により記載すること。
 2. 「C/D×100」欄は小数点第1位までを四捨五入により記載すること。

事業全体として110/108(≒1.852%)以内の増収

運賃改定による増収(C)が消費税額の増加(D)を超えない

北総鉄道の認可申請における消費税の転嫁方法について

- 北総鉄道の現行の上限運賃に税率変更分を単純に転嫁した場合、運賃設定上の端数処理の影響により事業全体の増収率に不足が生じることから、事業全体で適正な増収率となるよう調整している。
- 普通運賃については、より正確な転嫁を可能とするICカード1円単位運賃を導入するとともに、処理方針に則って、常に「IC運賃 ≤ 現金運賃」となるよう端数処理を行っており、調整の余地がないことから、処理方針の3(2)に従って定期運賃において調整を行っている。
- なお、定期運賃の調整に当たっては、特定の券種(通勤・通学)や特定の区間に負担が偏ることのないよう、現行の定期運賃に乗じる率を一律に引き上げることで対応している。



パブリックコメントに寄せられたご意見

○パブリックコメント意見提出数（北総鉄道の申請に関するもの）：1件

○意見募集期間：令和元年7月8日（月）～令和元年7月21日（日）

ご意見（北総鉄道に関する部分の抜粋）

・運賃が高額な鉄道会社について

北総鉄道 東葉高速鉄道 埼玉高速鉄道などでは、他の鉄道各社の比べて運賃が高額となっています。

東葉高速鉄道では、建設費高騰による長期的な負債を50年かけて返済していくため、運賃が高額となっているとの説明が公式サイトにございます。

一方で、北総鉄道では過去に行政訴訟となるなど、利用者に理解が浸透していないケースもあります。

運賃が高額な鉄道会社については、運賃高額な理由や、直近数年間を基に試算するなどして今後の返済の見通しを示すとともに、その内容を利用者への理解浸透の為にポスター等で各駅の券売機や駅構内などに掲出することを提案いたします。

このほかに、特に北総鉄道に限ってのご意見ではないが、ICカード1円単位運賃を導入している事業者において、切符の10円単位運賃の端数処理を切り上げとすることは不公正・不公平であり反対のご意見が1件あった。